

2 奈良市開発指導要領

(昭和 62 年 10 月 16 日告示第 230 号)

第 1 条～第 18 条 省略

(駐車・駐輪施設)

第 19 条 開発者は、駐車・駐輪施設については、開発区域内の建築物の用途及び規模並びに居住者の安全等を考慮し、次の基準により適切に配置するものとする。

(1) 駐車・駐輪施設の配置台数は、次のとおりとすること。

ア 一戸建住宅の場合は、1 戸につき 1 台以上の駐車施設を確保すること。

イ 共同住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅及び寄宿舍、下宿その他これらに類するものを除く。以下同じ。）及び長屋住宅の場合は、次のとおりとすること。

(ア) 駐車施設を 2 戸につき 1 台以上確保すること。ただし、商業地域にあつては、駐車施設を 5 戸につき 1 台以上の割合で確保すること。

(イ) 駐輪施設を 1 戸につき 2 台以上確保すること。ただし、ワンルームマンションに配置する駐輪施設については、1 室又は 1 戸につき 1 台以上確保すること。

ウ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）の場合は、同法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により届け出た駐車・駐輪台数を確保すること。

エ 大規模小売店舗以外の店舗の場合は、需要に見合う駐車・駐輪施設を関係機関と協議の上、確保すること。ただし、駐車施設については、1 店舗につき 3 台以上確保すること。

オ 事務所ビル等については、駐車施設を延床面積 150 平方メートルにつき 1 台以上の割合で確保するとともに、駐輪施設を関係機関と協議の上、確保すること。

カ 上記以外の開発事業については、関係機関と協議の上、需要に見合う駐車・駐輪台数を確保すること。

- (2) 前号イからカまでに該当する場合で隣接する道路が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路又は交通規制等により自動車の通行が規制されている道路のみである等の理由により開発区域への自動車の乗り入れが困難と市長が認める場合については、開発区域外の近隣で駐車施設を確保すること。
 - (3) 中高層建築物の場合は、原則として駐車・駐輪施設を 1 箇所にとめた配置計画をすること。
 - (4) 駐車施設の面積は、1 台当たり 12.5 平方メートル以上（軽自動車専用駐車施設の場合にあつては、1 台当たり 8.8 平方メートル以上）とすること。また、駐輪施設の面積は、1 台当たり 1.2 平方メートル以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、開発者は駐車施設の必要台数のうち 100 分の 30 を上限として軽自動車専用駐車施設とすることができる。

第 20 条以降省略